保護者 各位

浦添市立浦添中学校 校長 大城 朝也 (公印省略)

学校において予防すべき感染症に係る出席停止の取扱いの一部変更について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。 また、日頃から本校教育活動に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、学校保健安全法施行規則第 18 条で指定する「学校において予防すべき感染症」に罹患した児童生徒について、出席を停止し、各学校が定める様式の「治癒証明書」「回復届出書」の提出を受けて登校再開としておりましたが、下記の様式において令和7年度より浦添市教育委員会統一の「学校感染症 回復届出書」にて出席停止を解除していく方針となりました。

各感染症における出席停止期間基準及び提出書類につきましては、裏面の通りですのでご確認ください。

記

- ① 【様式1】浦添市教育委員会「回復届出書」
- ② 【様式 2】インフルエンザ・新型コロナウィルス感染症の体温記入表

※様式は保健室、または学校ホームページに掲載しております。

出席停止になる学校感染症一覧

	病名	出席停止期間の基準	必要な書類
第 	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	医師記入の診断書
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌 薬治療法が終了するまで	「回復届出書」(保護者による記入)
	麻しん(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日	
	(おたふくかぜ)	を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後2日を経過するまで	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過 するまで	「インフルエンザ・新型
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日 を経過するまで	- コロナウイルス感染症体温記入表」
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認 められるまで	医師記入の診断書
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで	
	パラチフス		
	細菌性赤痢		
	コレラ		
	腸チフス		
	急性出血性結膜炎	- 病状により学校医その他の医師において感染の恐れ	提出書類は学校医と
	流行性角結膜炎	がないと認められるまで	相談の上決定する(※1)
	その他の感染症(感染性胃	症状が改善し、全身状態が良くなるまで	出席停止の措置をとる
	腸炎、マイコプラズマ、溶連菌		場合(※2)、
	感染症、手足口病、伝染性紅		提出書類は学校医と相談
	斑、伝染性膿痂疹等)		の上決定する

^{※1} 医師の診断書をとるか保護者記入の回復届出書をとるかは、学校医と相談の上決定する。

^{※2} その他の感染症は、必ず出席停止を行うべきものではなく、地域や学校における発生・流行の態様等を考慮の上で 校長が学校医の意見を聞き判断する。